

附 属 資 料 一 覧

番号	資 料 名	頁
1	多賀城跡位置図	13
2	多賀城跡現況写真	14
3	多賀城跡の概要 多賀城跡発掘のあゆみー2020ー（令和2年3月）抜粋	15
4	多賀城政庁復元イメージ図	23
5	新・みやぎの将来ビジョン（令和2年12月）抜粋	24
6	新・みやぎの将来ビジョン実施計画（令和8年2月）抜粋	26
7	第2期宮城県教育振興基本計画（改定版）アクションプラン（令和6年度～令和10年度）【令和8年度版】（令和8年3月）抜粋	28
8	宮城県文化財保存活用大綱（令和3年3月）抜粋	31
9	特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画（平成23年7月）抜粋	35
10	特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画（平成28年7月）抜粋	39
11	多賀城市歴史的風致維持向上計画（第2期）（令和4年3月）抜粋	40
12	多賀城市観光推進プロジェクト事業に関する調査研究（平成28年3月）抜粋	43
13	多賀城政庁復元整備に関する検討報告書（令和8年3月）	46
14	多賀城政庁復元整備に向けた方針（令和8年7月）	67
15	覚書（写）（昭和60年4月）	92
16	第6期みやぎ観光戦略プラン（令和7年3月）	93
17	多賀城創建1300年記念事業の終了報告について（令和7年6月）	96
18	PPP・PFI検討調書	98
19	史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準（令和2年4月）	107
20	多賀城跡附寺跡緑化修景方針（令和2年3月）	110



多賀城跡航空写真



多賀城跡全体図



多賀城跡政庁現況写真

3 国府多賀城

多賀城は、奈良・平安時代の陸奥国^{こくふ}*の国府で、
長官は出羽国^{でわ}*をも管轄していました。また、奈良
時代には鎮守府^{ちんじゅふ}も置かれていました。

国府は、それぞれの国（現在の都道府県にあたる）に置かれた行政組織で、行政、司法、軍事、
宗教などにかかわるさまざまな仕事をしていました。

鎮守府は兵士などを指揮監督する役所で、軍事を担当していました。奈良時代には多賀城に設置
されていましたが、平安時代初めに胆沢城（岩手県奥州市）に移転したと考えられています。

このように、多賀城は東北地方の行政や軍事の中心地だったと考えられます。

*陸奥国…奈良時代は現在の宮城・福島県にあたり、平安時代には岩手県の南半部も含む。
*出羽国…現在の山形・秋田県。

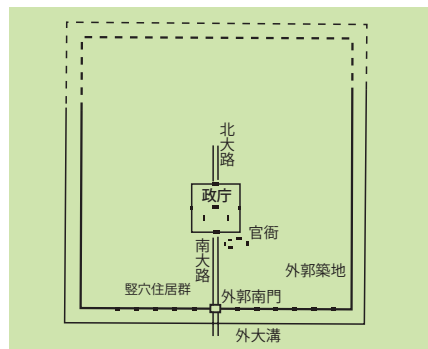
秋田城跡

天平5（733）年に完成した出羽国最北の城柵。築地堀（のちに材木堀）で周
囲を区画し、ほぼ中央に政庁がある。
写真は復元されたトイレ遺構で、鶏ノ木地区の迎賓施設
には渤海使が使用した水洗トイレがあった。



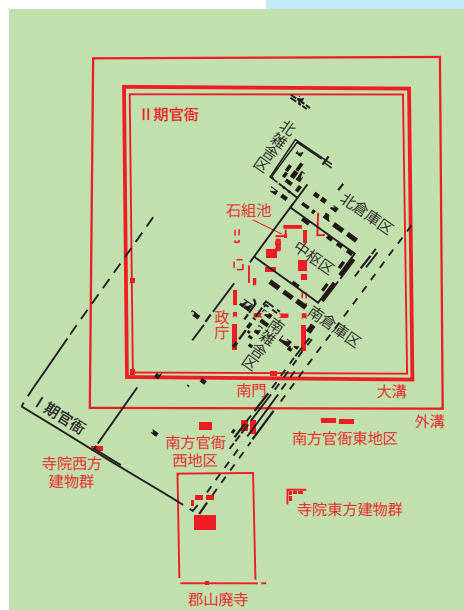
（写真提供 秋田市教育委員会）

律令政府の支配地域
9世紀前半
8世紀後半



志波城跡

（写真提供 盛岡市教育委員会）
築地堀と大溝で周囲を区画し、内
部に政庁がある。延暦22（803）年
に、坂上田村麻呂によって造営さ
れた。
写真は外郭南門と築地堀で、門は
二階で兵士が警護できるように復
元されている。



多賀城と主要な城柵・官衙遺跡
律令政府は城柵や官衙（役所）を
つくりながら、支配地を北へ広げ
ていった。



郡山遺跡II期官衙

（写真提供 仙台市教育委員会）
多賀城が成立するまでの陸奥国府。材木堀と
大溝で周囲を区画し、内部に建物を配置して
いる。石組池はエミシの服属儀礼に用いられたと
する意見がある。

当時の国家は律令（^{りつりょう}律は刑法、令は民法と行政法）と呼ばれた法律を基礎とした統治をしており、東北地方北部には律令政府にしたがわない人々が住んでいました。政府側では彼らをエミシと呼び、その支配の拠点として、各地に城柵（^{じょうさく}）が造られました。宮城県内には桃生城や伊治城（→ P29）などが造られています。

多賀城は城柵でもあり、各地の城柵も管轄しておりました。

政府とエミシの間ではたびたび武力衝突が起きました。特に奈良時代後半から平安時代初めにかけての衝突*は長期間にわたり、大規模でした。

*衝突…政府側の責任者は坂上田村麻呂で、エミシ側の中心人物は^{さかのうえのたむらる}大墓公阿弼流為（アテルイ）。



桃生城政庁正殿

建物の雨落溝には多量の焼け土と炭が落ち込んでおり、建物が火災に遭ったことを示している。



兵士が使った武器 上は刀、下は弓の一部、右は鉄製の矢。



政府とエミシの武力衝突



伊治城跡出土の土器と武器（栗原市教育委員会 蔵）
竪穴住居からまとめて見つかったもの。



弩の発射装置

（栗原市教育委員会 蔵 宮城県指定有形文化財）
弩は発射台と装置を持つ弓のことで、飛距離・貫通力に優れ、命中率が高い。西欧ではクロスボウ(ボウガン)と呼ばれる。日本で初めて伊治城跡で発見された。



弩を構えた兵士

4 城内の様子

A 政 庁

政庁は多賀城内で最も重要な場所で、大事な政務や儀式が行われました。

多賀城のほぼ中央にあり、東西 103m、南北 116m の長方形に築地塀^{せいでん}を巡らせ、内部に正殿^{せいでん}、脇殿^{わきでん}、後殿^{こうでん}、楼^{ろう}などを計画的に配置しています（→P5）。政庁の造営にあたっては、大規模な土地の造成が行われていました。



政庁跡航空写真 築地塀で囲まれたなかに、正殿や脇殿などがある。



正殿

政庁の中央やや北寄りにある。各期を通じて位置は変わらない。高い基壇（土を突き固めた基礎の土壇）上に建てられており、階段がつけられていた。

石組みの階段



後殿

正殿の後方にある。Ⅱ期に設けられ、ほぼ正殿と中心軸を合わせて造られている。3箇所に礎石が残る。

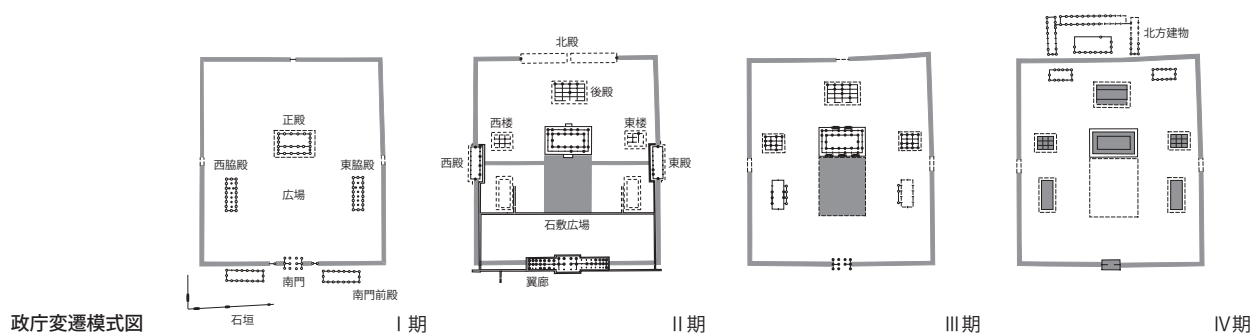
北東隅の礎石



西脇殿 正殿の西前方にある。正殿と同様に各期を通じて位置は変わらない。



東楼 正殿の東方にあり、Ⅱ期に設けられている。



政庁の各建物は、Ⅰ期は掘立式^{ほったて}*ですが、Ⅱ期以降は礎石式^{そせき}*となり、主要な建物には瓦が葺かれていました。Ⅱ期の建物は火事に遭っています。

正殿は二階建てを思わせる立派な建物で、東西両側に脇殿が配置され、これらの建物に囲まれた空間は、広場として重要な儀式の場となりました。Ⅱ期には広場が石敷きになっています。

政庁からはたくさんの瓦(→P14)を始め、土器(→P15)や硯(→P16)なども発見されています。土器は茶碗型のものが大部分で、儀式に使われたものです。一方、硯は政庁で事務も行われたことを示しています。

*掘立式…地面に直接穴(柱穴)を掘り、柱を立てて建築する方法。

*礎石式…礎石^{きたん}を据え、その上に柱を立てて建築する方法。基壇^{きだん}上に建てられる場合が多い。



塼
レンガのように、積んだり敷き詰めたりして用いられた。鹿が浮き彫りになっている。



焼瓦屑
伊治公弭麻呂の反乱による火事の跡。焼けた土と多量の瓦が堆積している。



築地堀
西辺築地堀と内側の石組み排水溝。手前の石はⅡ期の建物の礎石。



政庁南面の石垣

政庁の南西部では大規模な盛土造成が行われており、その南端と西端は石垣で土留めされていた(写真奥が政庁南辺築地堀)。

政庁南門

政庁の正門で、各期を通して同じ場所にある。

B 外郭の門と区画施設

多賀城の周囲は堀でいびつな四角形に囲まれており、南・東・西には門が開かれていました（北門は未発見）。

(1) 南 門

I期の南門は、政庁から南へ約190mの位置に建てられた掘立式の八脚門^{はつきやくもん}*です。II期になると、さらに南方120mの位置で礎石式の八脚門に建て替えられました。いずれも南辺のほぼ中央に位置する、多賀城の威厳を示す象徴的な門であり、政庁と直線的な道路（→P12）でつながっていました。

*八脚門…前後4本ずつ8本の柱で軒を支える構造の門。大きな寺院や役所などにあり格式が高い。



外郭南門

削平が著しいが、礎石を安定させるための石（根石）が残っている。

(2) 東門と西門

両者とも礎石式あるいは掘立式の八脚門で、時期によって場所を変えています。

東門は、I期には東辺の中央部に掘立式の八脚門と、その北方約160mの所に棟門^{むなもん}がつけられます。II期になると中央部の八脚門がなくなり、北方の棟門が礎石式の八脚門に建て替えられます。III・IV期には約80m内側に入り込んだ場所に移動します。

西門は西辺の南寄りにあり、東門と同様にIII期には内側に入り込んだ場所に移動します。I期の姿はよくわかっていません。また、近年、IV期になると西辺の北端部に西北門がつけられたことがわかりました。



外郭東門

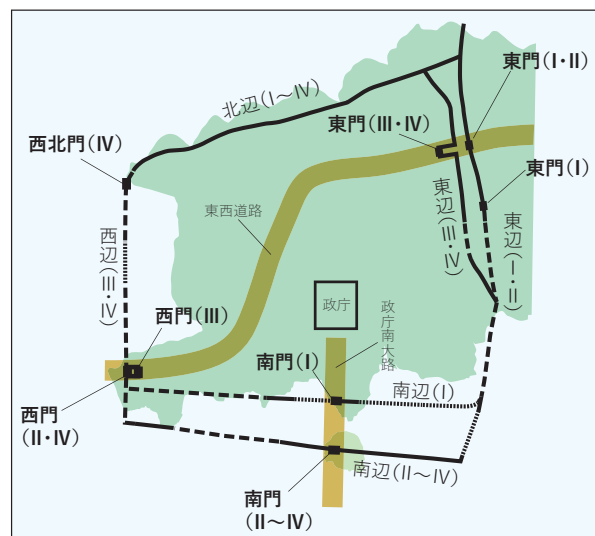
左側の石がII期の門の礎石。石組の雨落溝が巡る。右側のやや盛り上がった部分がIII期の築地堀で、II期の門を覆っている。



外郭東門
III期の掘立式の門とIV期の礎石式の門。



外郭西門
掘立式と礎石式の門がある。



外郭の門と区画施設

南辺はII期になると南へ約120m移動した。東辺はIII期になると北半部は西へ約80m移動した。

I・II期の西辺と西門の様子はよくわかっていない。

(3) 築地塀と材木塀

多賀城を区画する施設は築地塀^{ついでい}と材木塀^{ざいもくべい}です。

築地塀は土を突き固めて高く積み上げ、屋根をかけた土塀で、高さは4～5m程あります。材木塀は材木を密接して立て並べた塀です。地盤の良いところでは築地塀を、低湿地では材木塀を築いていたようですが、南辺だけは低湿地であっても大規模な基礎工事をを行い、築地塀が築かれていました。

築地塀は当時「大垣^{おおがき}」と呼ばれていました。南辺築地塀のそばから「大垣」と書かれた土器が見つかり、多賀城でも同様に呼ばれていたことがわかりました。

なお、築地塀や材木塀の各所には計画的に櫓^{やぐら}が取付けられていました。



外郭南辺築地塀

外郭南門の東側(手前)と西側(奥)。築地塀が切れるところが外郭南門があった位置。



外郭南辺の排水施設 築地下の排水暗渠には、ケヤキ材を削り貫いた木櫓^{もくろ}が用いられている。



塀の基礎工事 低湿地では、沈下防止のために丸太材を筏状に組み合わせた塀の基礎工事が行われている。



材木塀

西辺中央部。平安時代につくられ、外側に溝が掘られている。



「大垣」墨書土器

須恵器^{すゑき}の坏(お椀)の底部に書いてある。



築地塀断面

土を何層にも突き固めている。



外郭南辺築地塀(東部)

手前の柱穴は築地に取り付く櫓^{やぐら}の基礎。



外郭北辺築地塀基礎の石垣

基礎の土留めに石垣が積まれている。



外郭南辺築地塀と櫓

櫓は掘立式のものと礎石式のものが見つかっている。

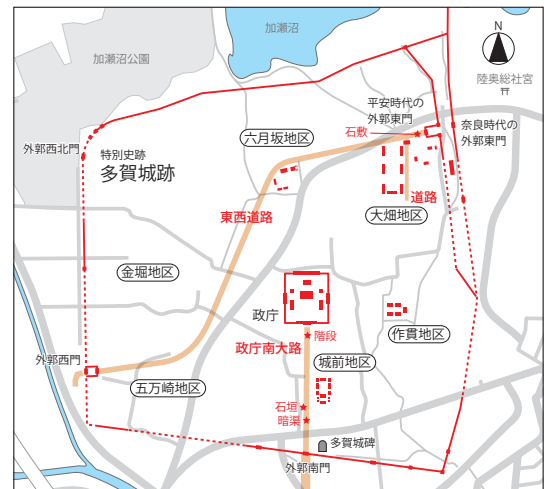
C 道 路

政庁南大路、東西道路、大畑地区の道路が見つかっています。^{おおはた}

政庁南大路は政庁と南門をつなぐメインストリートで、Ⅰ・Ⅱ期は幅13m程、Ⅲ期以降は23m程で、高い部分を削り、低い部分に盛土して直線的につくられています。政庁南門の前の傾斜がきついところは階段となっていました。また、低い部分には土留めの石垣や排水のための側溝・暗渠が設けられていました。

東西道路は、政庁の北側を通る尾根上につくられた道路で、東門と西門をつなぎます。

大畑地区の道路は、大畑地区の役所（→P13）内の道路で、東西道路との交差点には門がつくられています。



城内の道路



政庁下の階段
玉石を並べてつくっている。1ページに復元整備された階段が写っている。



道路につくられた暗渠排水施設

政庁南大路の東側の丘陵から西側の低湿地へ排水するために道路下に設けられたⅠ期の暗渠と集水溝。



東門付近の道路舗装
東門から城内へ入ったすぐの場所には、石や瓦の破片を敷き詰めた舗装路面が残る。斜面下方にあたる道路の南側には排水のための側溝が付く。



政庁南大路西端の石垣

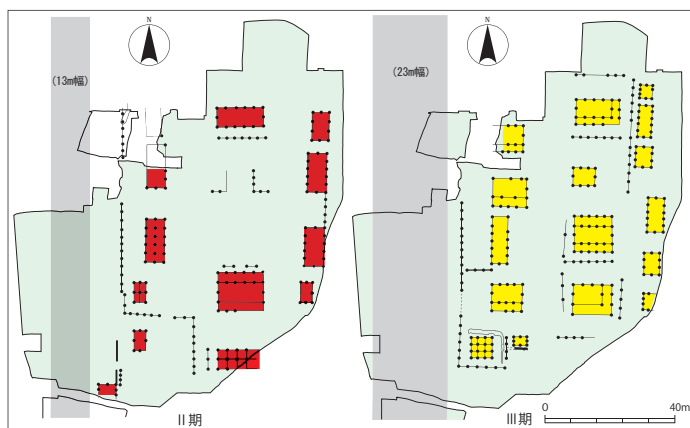
長さ80cm前後の割石と自然石を縦・横の目地が通るように積み上げ、隙間に小石を詰めたもので、見栄えが意識されている。

D 城内の役所

城内には、儀式の場である政庁の他に、実際に事務をする役所が、大畑地区、城前地区、作貫地区、^{ろくがつざか}六月坂地区、^{かなほり}金堀地区、^{ごまんざき}五万崎地区などに設置されていました。大部分がⅢ期以降に成立しており、この頃に体制が整備されたことがわかります。

(1) 城前地区

政庁の南で、メインストリートの東側にある役所で、Ⅱ期には^{ちんじゅふ}鎮守府に関わる仕事をしていたとみています。伊治公^{いじこう}告麻呂の反乱で火事に遭い、Ⅲ期に再建されています。

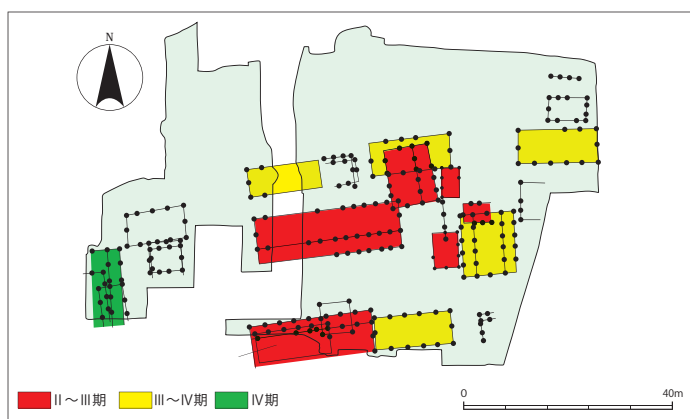


城前地区建物配置模式図

Ⅱ期の役所は伊治公^{いじこう}告麻呂の乱によって焼けている。Ⅲ期にはほぼ同位置で建て替えられており、建物が増えて実務性が強まる。

(2) 作貫地区

政庁から沢を隔てた東の丘陵上にあります。Ⅲ期になると、5棟の建物が政庁に向けて「コ」字形に配置されます。



作貫地区建物配置模式図（Ⅲ～Ⅳ期）

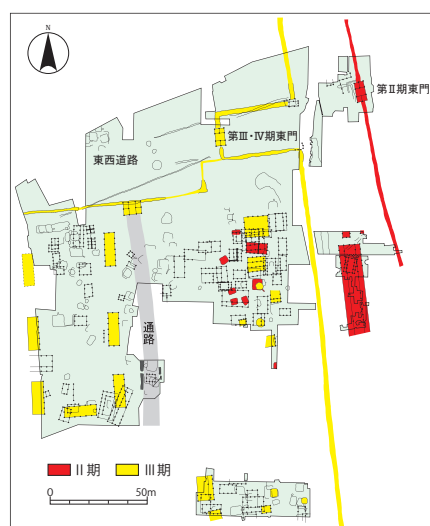
主屋と南・北各2棟の副屋は同位置で2度建て替えられている。

(3) 六月坂地区

政庁の北方、東西道路に面するところでⅢ期につくられた役所です。2棟の四面廂付建物が置かれる格式の高い一画でした。Ⅳ期には城内では唯一見つかった礎石式の倉庫が建てられます。

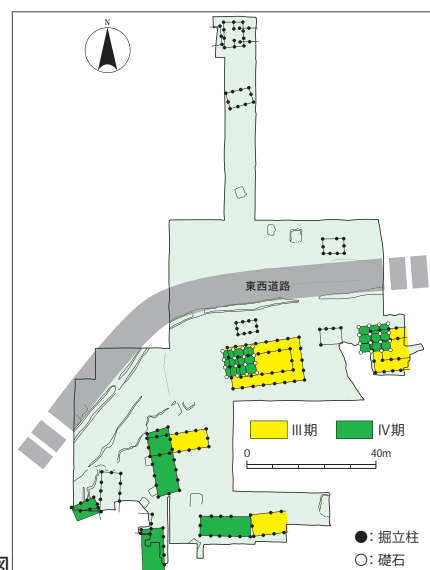
(4) 大畑地区

外郭の東門を入ったところにあります。材木堀で囲われた役所がⅢ期（9世紀前半頃）につくられます。中央には道路があり、東西に二分割されています。西側には7棟の建物が「コ」字形に配置されています。東側からは米に関する木簡が見つかっており、米の受給に関する仕事をしていたようです。また、多数の^{たてあな}竪穴住居や^{かじこうぼう}鍛冶工房が見つかります。

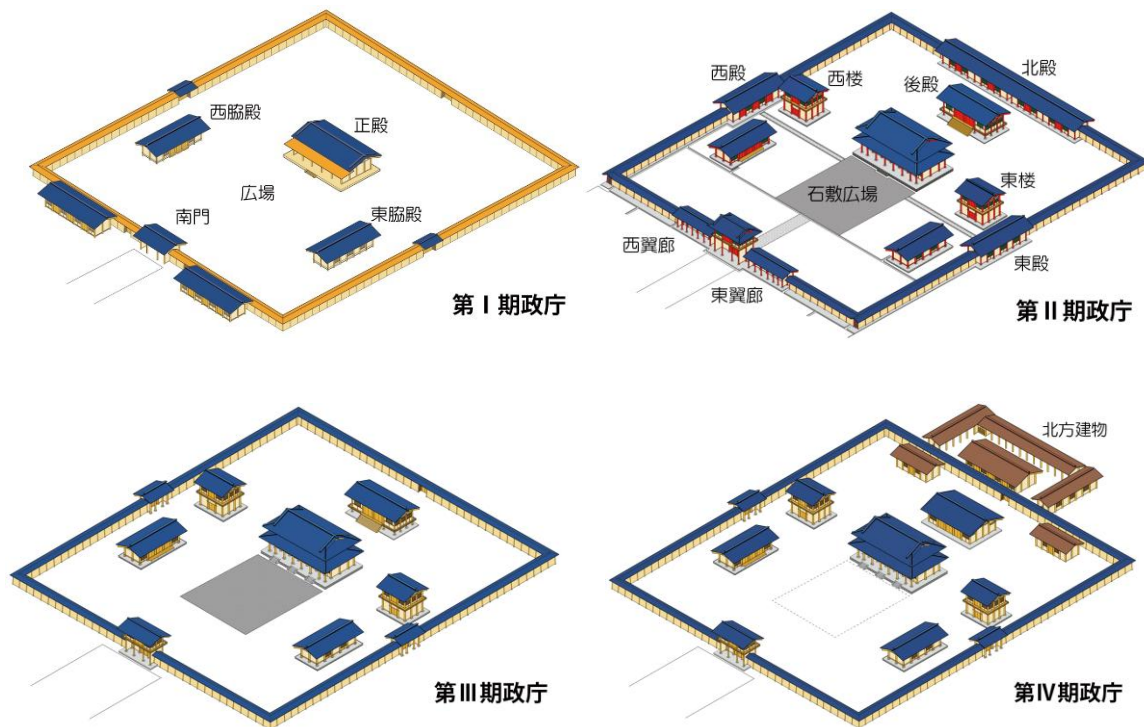


大畑地区建物配置模式図

西側は建物が整然と配置されている。



六月坂地区
建物配置模式図



政庁の変遷



第Ⅱ期政庁の復元模型

政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越え地域の活力を維持し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を目指します。

2030年には、地域独自の魅力が磨かれ、「宮城県に住んで良かった」と思う人が多数を占めており、それが移住・定住につながり、社会減の進行に歯止めをかけることで、持続可能な地域社会の形成が進んでいます。

つくる5
いきいき

(5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる

年齢・性別・国籍等に関わらず多様な主体がいきいきと社会に関わるができる環境を整え、社会参画を促すとともに、様々な交流や特色ある地域活動等を促進します。あわせて、文化芸術・スポーツなど、県民の活動や学びのための場や人づくりを進め、それぞれの豊かな暮らしや地域の活性化につなげます。



首都圏における移住フェア
での地域の魅力発信



外国人技能実習生と地域
との交流



県民が文化芸術に触れる機会を
提供する芸術銀河（みやぎ県民
文化創造の祭典）

取組 10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

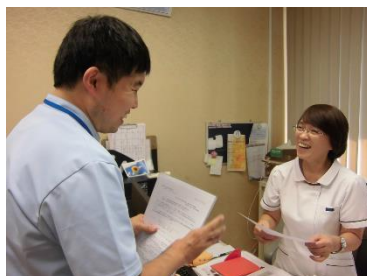
つくる6
安全安心

(6) 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる

暮らしに必要な保健福祉や防犯などの基礎的な機能やサービスについて、地域の実情や社会の変化に対応し、関係機関や地域等が連携し、持続的なサービスの提供体制を構築するなど、「元気に」そして「安全・安心に」暮らすことができる地域社会をつくります。



交流しながらレクリエーションを
楽しむ高齢者



障害のある方の介護現場
での活躍



市町を跨ぐ広域路線バスと町内
循環バス（女川町）

取組 12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

取組 13 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現

取組 14 暮らし続けられる安全安心な地域の形成

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

【現状・課題】

- 文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活に潤いを与えるほか、様々な施策との有機的な連携によって地域力の向上を図り、心のケアや地域コミュニティの再生などの社会的課題の解決につなげていくことが必要とされています。
- 我が県はプロスポーツチームが多数存在するなど、県全体でスポーツを楽しむ環境があるものの、子どもから大人まで、個々人が主体的にスポーツに親しむ機会は必ずしも多くはありません。
- 生涯学習は、時代の変化に応じた新たな知識の習得、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指して自発的に行うものであり、家庭・職場・地域において、共に学び、協力して学習することのできる環境整備が求められています。

【目指す宮城の姿】

- 多くの人々が文化芸術に触れ、気軽に携わることができるだけでなく、文化芸術の持つ力が多方面へ作用し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、様々な分野に良い影響を与えています。
- 誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で充実した生活を送ることができるとともに、関わり方や楽しみ方が多様化し、スポーツを通じた様々な交流が県内各地で活発に行われています。
- あらゆる世代が充実した生活を送り、新しいことにチャレンジできるよう、それぞれのライフステージにふさわしい学びができる機会が充実しており、その成果が社会に生かされています。



【実現に向けた方向性】

- ◇ 芸術活動や地域文化の振興・継承、人材の育成など、県民が行う文化芸術活動を支援するとともに、誰もが文化芸術を創造・発表・享受し親しむことができる環境づくりを進めます。
- ◇ 文化芸術やスポーツの持つ力を、教育の充実や観光の振興、地域活性化などに最大限活用します。
- ◇ 働く人や高齢者、障害者等、様々な人の生涯にわたるスポーツ活動の推進や、スポーツを身近に感じる環境づくりを進めます。
- ◇ 全国的・国際的なスポーツ大会で活躍できる人材を育成します。
- ◇ 大学などの教育機関による学びなおしの機会提供や、図書館、公民館等の社会教育施設と住民との連携等による学びの活性化を促進します。